

## 「都市計画道路引継等要領」

都市計画道路事業により施行する道路（以下「街路」という。）の引継ぎを円滑に実施し適正な維持管理を行うため、都市計画道路事業施行者（以下「甲」という。）と道路管理者（以下「乙」という。）は、原則として本要領により引継ぎ等の事務処理を行うものとする。

### 1 事前協議

- (1) 甲は、街路が国道（指定区間を除く。）又は県道区域への編入を前提とする場合には、遅くとも事業認可申請までに乙に対し都市計画図を添付し協議するものとする。（別紙様式1）
- (2) 街路の供用開始後において不用となる既存の国県道（以下「旧道」という。）の処理は、「道路の改良工事等に伴い生ずる旧道の市町村引継事務処理要領（昭和55年5月6日付け土木部長通知）」により行うものとし、市町村への引継ぎを要する旧道については、甲は事業認可までに関係市町村より旧道引継ぎに関する確約書（別紙様式2）を徴収し乙にその写しを送付するものとする。

### 2 認定・区域変更

- (1) 甲は事業認可後すみやかに区域変更依頼手続を行うものとする。
- (2) 乙は区域変更手続（新たに路線を認定する必要がある場合は認定手続）を行い、甲に通知するものとする。（別紙様式3）

### 3 供用開始

- (1) 甲・乙は、街路を供用開始する必要がある場合には、当該年度当初に所轄警察署を交えて協議し、又供用開始に先だって現地協議を行い、道路の構造、交通安全施設、道路標識等について街路が一般交通の用に供して差し支えないかを確認するものとする。
- (2) 甲は、供用開始をしようとする際には、当該工事の竣工検査員任命時までに供用開始依頼手続を行うものとする。この場合、部分的に供用開始をする際にもその都度手続を行うものとする。
- (3) 乙は、すみやかに供用開始手続を行い、甲に通知するものとする。（別紙様式4）
- (4) 乙は、街路の供用開始にあたり甲と協力して旧道の市町村への引継ぎを行うものとする。

### 4 引継ぎ

甲は、当該事業が完成した場合には以下の図面等を添付して乙に街路の引継ぎを行うものとする。（別紙様式5）

- (1) 平面図
- (2) 横断図面
- (3) 縦断図面
- (4) 丈量図
- (5) 構造図
- (6) 附属施設一覧表
- (7) 写真

### 5 維持管理

- (1) 街路の維持管理については、供用開始までは甲の所轄とする。
- (2) 国県道としての区域決定（変更）を行い、道路敷地としての権原を取得した街路に関しては、道路法第91条2項（道路予定地）の規定により同法を準用することができる事項（道

路占用許可等)について乙が甲に合議のうえ処理を行うものとする。

(3) 甲は国県道の区域変更に伴う道路台帳補正に必要な事務処理を行うものとする。

#### 6 既存の街路

この要領の施行時において、すでに一般交通の用に供している街路及び事業施行中の街路のうち国県道区域への編入が未了のものについては、すみやかに甲乙協議のうえ本要領に準じて処理するものとする。

#### 7 その他の事項

(1) この要領に明記されていない事項については甲乙協議のうえ処理するものとする。

#### 附 則

この要領は昭和56年3月31日より施行する。

#### 附 則

この要領は平成14年3月1日より施行する。

#### 附 則

この要領は平成17年3月1日より施行する。

(別紙様式第 1 - 1)

都計第 号  
年 月 日

道路保全課長 様

都市計画課長

## 都市計画道路事業予定区域の国・県道区域への編入について（協議）

下記のとおり計画している都市計画道路事業施行区域の国（県）道の道路区域への編入について協議します。

### 記

- |   |             |      |    |
|---|-------------|------|----|
| 1 | 箇所名         |      | 線  |
| 2 | 事業区間等       |      |    |
|   |             | から   | まで |
|   | 延長          | m、巾員 | m  |
| 3 | 事業認可申請期日    |      |    |
| 4 | 事業認可予定期日    |      |    |
| 5 | 着工予定期日      |      |    |
| 6 | 完成予定期日      |      |    |
| 7 | 事業の施行態様     |      |    |
| 8 | 関連する国県道の路線名 |      |    |

### ※記入上の注意点

- 1 都市計画図に予定区域を記入して添付すること。
- 2 事業の施行態様については、道路の拡巾又はバイパス建設等の区別を明記すること。

(別紙様式第1-2)

道保第 号  
年 月 日

都市計画課長 様

道路保全課長

## 都市計画道路事業予定区域の国（県）道への編入について（回答）

年 月 日付け都計第 号で協議のあった都市計画道路 線  
については、 道 線の道路区域に編入しますので、道路法上の手  
続きについて遺憾のないよう、地域振興局土木部を指導するとともに、旧道引継ぎについても  
御配慮願います。

(平成25年3月28日一部改正)

(別紙様式第2)

## 確 約 書

都市計画道路 線 工事が施行される場合において発生する旧道については、当該工事の事業承認後すみやかに市(町村)道としてこれを認定することを確約します。

また、旧道の引継工事施行を要望する場合においては、県から提示された工事費の範囲内で要望するものとし、旧道の引継ぎに関する具体的事項については地域振興局土木部長と協議のうえ「旧道引継に関する覚書」を締結することを確約します。

年 月 日  
〇〇市(町村)長 名

熊本県知事 様

(平成25年3月28日一部改正)

(別紙様式第3)

道保第 号  
年 月 日

都市計画課長 様

道路保全課長

### 道路の区域変更について (通知)

都市計画道路 線については、下記のとおり 道 線として区域  
変更し、 年 月 日付け熊本県公報第 号に告示したので通知します。

#### 記

1 区域変更した区間等

区 間	変更前 後の別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

2 区域変更した期日 年 月 日

3 告示番号 熊本県告示第 号

(別紙様式第4)

道保第 号  
年 月 日

都市計画課長 様

道路保全課長

## 道路の供用開始について (通知)

都市計画道路 線については、下記のとおり 道 線として供用開始し、 年 月 日付け熊本県公報第 号に告示したので通知します。

### 記

1 供用開始した区間等

2 供用開始年月日 年 月 日

3 告示番号 熊本県告示第 号

(別紙様式第5)

都計第 号  
年 月 日

道路保全課長 様

都市計画課長

## 都市計画道路の引継ぎについて（通知）

都市計画事業により施行中の下記の道路が竣功しましたので、図面等を添付のうえ引継ぎをいたします。

### 記

- 1 事業路線名
- 2 区 間
- 3 延 長
- 4 国県道編入に関する事前協議年月日
- 5 区域変更告示年月日
- 6 竣功年月日

# 都市計画道路引継等フローチャート

